

四十 金融商品債務引受業を行う者、取引所融資市場を開設する者、外国金融商品取引所、認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の取引に係るものに限る）、金融商品取引業を行う者（同法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る）、金融商品取引所持株会社及び取引情報蓄積機関の検査に關すること）（第三十六条号に掲げるものを除く。）。

四十一 沖縄開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理局・郵便局ネットワーク支援機構の検査に關すること。

四十二 行政各部の施策の統一を図るために必要な国民の安定的な資産形成（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二条第六項に規定する資産形成をいう。）の実現に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に關すること（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）。第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。

四十三 金融庁設置法（以下「法」という。）

第三条第一項の任務に關する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に關すること。

四十四 前各号に掲げるもののほか、金融庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

二 第五条第一項第一号イからオまでに掲げる者

二 前項第三十五号及び第三十六号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 前項第三十八号イからヨまでに掲げる者

三 預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、電子債権記録機関、保険契約者保護機

構、損害保険料率算出団体及び投資者保護基金。

四 金融商品債務引受業を行う者、取引所融資市場を開設する者、外国金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、取引情報蓄積機関及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関。

三 第一項の場合において、同項第二十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第三十一号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十六号、第三十八号（ト、カ及びヨに係る部分に限る。）及び第四十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。（企画市場局の所掌事務）

四四 四条 企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国内金融に關する制度の企画及び立案に關すること。

二 法第四条第一項第三号イからシまでに掲げる者（第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に關する制度の企画及び立案に關すること。

三 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に關すること。

四 準備預金制度に關すること。

五 自動車損害賠償責任共済に關する制度の企画及び立案に關すること。

六 金融庁の所掌事務に關する統計の作成及び資料の収集に關すること。

七 金融機関の金利の調整に關すること。

八 金融商品債務引受業を行う者の監督に關すること。（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係るものに限る。）

九 取引所金融商品市場を開設する者の監督に關すること。

十 外国金融商品取引所の監督に關すること。

十一 認可金融商品取引業協会の監督に關すること。（金融商品取引業を行う者の監督に關すること）（金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る。）。

十三 金融商品取引所持株会社の監督に關すること。

十四 取引情報蓄積機関の監督に關すること。

十五 株式、社債その他の有価証券の振替に関する事と。

十六 金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の六の規定による審判手続開始の決定に關すること。

十七 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に關すること。

十八 企業会計の基準の設定その他企業の財務に關すること。

十九 公認会計士、外国公認会計士、監査法人、外國監査法人等（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。）及び第十七条第一項第七号において同じ。）及び日本公認会計士協会に關すること。

二十 前項の場合において、同項第三号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第八号から第十四号までに掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十五号及び第十七号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十九号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。（監督局の所掌事務）

二十一 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に關すること。

二 銀行業又は無尽業を営む者

ハ 銀行持株会社

ハ 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行ふ協同組合連合会

二 農業協同組合法第十一条第一項第三号の事業を行ふ農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十一條第一項第一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組

合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫へ代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六条第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行ふ者、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第十五条第一項第十三号及び第二十一条第一項第七号において「再編強化法代理業」という。）を行ふ農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合

ト 信用保証協会、保証業務支援機関（信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。第二十二条第一項第八号において同じ。）、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会

チ 保険業を行ふ者

リ 保険持株会社（保険業法（平成七年法律第一百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。）

ワ 第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）

ヲ 保険業法第一百二十一条の二第二項に規定する指定法人（第二十二条第一項第一号ホにおいて「指定保険代理店」という。）

ヌ 生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人及び保険仲立人

チ 保険業法第一百二十一条の二第二項に規定する指定法人（第二十二条第一項第一号ホにおいて「指定保険代理店」という。）

ワ 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七条）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関（第二十二条第一項第一号ヘにおいて「指定紛争処理機関」という。）

ソ カ 金融商品取引業を行ふ者

タ ヨ 指定親会社

レ 証券金融会社

ソ 投資法人

ソ 信用格付業者

ネツ 高速取引行為者
认可金融商品取引業協会、認定金融商品
取引業協会及び認定投資者保護団体
ナ 特定金融指標算出者（金融商品取引法第
百五十六条の八十五第一項に規定する特定
金融指標算出者をいう。第二十条第一項第一
号へ及び第二十三条第一項第一号トにお
いて同じ。）
ラ 信託業（担保付社債に関する信託事業を
含む。第十五条第一項第二十四号及び第二
十条第一項第一号ロにおいて同じ。）又は
信託契約代理業を営む者及び信託業法（平
成十六年法律五百四十四号）第五十五条の二
第一項の登録を受けた者
ム 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者
（それぞれ資産の流動化に関する法律（平
成十年法律五百五号）、第二条第三項、第二
百八条第一項及び第二百二十四条に規定す
る特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者
をいう。第二十三条第一項第一号チにおいて
同じ。）
ウ 不動産特定共同事業を営む者
キ 確定拠出年金運営管理業を営む者
オ 資金清算業を行う者
ノ 認定経営革新等支援機関（中小企業等經
営強化法（平成十一年法律第十八号）第三
十一条第二項に規定する認定経営革新等支
援機関をいう。第十九条第一項第六号ホに
おいて同じ。）
二 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保
険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に
関すること。
三 預金保険機構による資金援助に係る金融機
関の合併等（預金保険法（昭和四十六年法律
第三十四号）第五十九条第二項に規定する合
併等をいう。第十九条第一項第八号において
同じ。）の適格性の認定及び
預金保険機構による特定資金援助に係る金融
機関等の特定合併等（同法第二百二十六条の二
十八第二項に規定する特定合併等をいう。同
号において同じ。）の特定適格性の認定及び
あつせんを行うこと。
四 農水産業協同組合貯金保険機構による資金
援助に係る農水産業協同組合の合併等（農水
産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律
第五十三号）第六十一条第二項に規定する合
併等をいう。第十九条第一項第九号において
同じ。）の適格性の認定及び
立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に
関する事務並びに関係事務を総括整理する。

同じ。）の適格性の認定及びあつせんを行う
こと。
五 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確
保に関すること（金融破綻処理制度及び金融
危機管理の実施に関するものに限る。）。
六 金融危機対応会議の庶務に関すること。
七 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正
な運営の確保に関すること。
八 保険契約者保護機構による資金援助に係る
保険契約の移転等（保険業法第二百六十条第
二十二条第一項第三号において同じ。）の適
格性の認定及び保険契約の受けの適格性の
認定を行うこと。
九 損害保険料率算出団体の業務及び組織の適
正な運営の確保に関すること。
十 自動車損害賠償責任共済に関すること。
十一 投資者保護基金の業務及び組織の適正な
運営の確保に関すること。
十二 投資者保護基金による返還資金金融資に係
る適格性の認定を行うこと。
二 前項の場合において、同項第一号イからワま
で、ヲ及びウからオまでに掲げる者の監督に關
する事務並びに同項第二号、第七号及び第九号
に掲げる事務については総合政策局の所掌に屬
するものを、同項第一号ヨからツまで、ナ及び
ムに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第
十一号に掲げる事務については総合政策局及び
証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同
項第十号に掲げる事務については企画市場局及び
所掌に属するものを除くものとする。
第三節 課の設置等
第一款 総合政策局
(総合政策局に置く課等)
第八条 総合政策局に、次の四課及び検査監理官
一人を置く。
1 総務課
(秘書課の所掌事務)
2 総合政策課
(リスク分析総括課)
3 参事官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に
関する特に重要な事項についての企画及び立案
に参画し、関係事務に關し必要な調整を行ふ。
4 第二節 特別な職の設置等
(総括審議官、政策立案総括審議官及び審議官)
第六条 総合政策局に、総括審議官一人、政策立
案総括審議官一人及び審議官六人（うち一人
は、關係のある他の職を占める者をもつて充
られるものとする。）を置く。
二 総括審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事
務に関する重要な事項についての企画及び立案
並びに調整に関する事務を総括整理する。
三 政策立案総括審議官は、命を受けて、金融庁
の所掌事務に關する企画及び立案並びに調整に
関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 審議官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に
関する特に重要な事項についての企画及び立案
に参画し、関係事務を総括整理する。
第七条 総合政策局に、公文書監理官一人（關係
のある他の職を占める者をもつて充てられるも
のとする。）及び参事官十三人を置く。
2 公文書監理官は、命を受けて、金融庁の所掌
事務のうち公文書類の管理並びにこれに関連す
る情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施
の確保に関するものに参画し、
3 参事官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に
関する特に重要な事項についての企画及び立案
に参画し、関係事務に關し必要な調整を行ふ。
第一款 総合政策局
(総合政策局に置く課等)
第八条 総合政策局に、次の四課及び検査監理官
一人を置く。
1 総務課
(秘書課の所掌事務)
2 総合政策課
(リスク分析総括課)
3 参事官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に
関する検査その他の監督に属する事務を處理す
るため必要な情報の整
理及び分析並びにその結果の提供に関するこ
と。
4 第二節 特別な職の設置等
(総務課の所掌事務)
第六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさど
る。
一 機密に關すること。
二 金融庁の職員の任免、給与、懲戒、服務そ
の他の人事並びに教養及び訓練に關するこ
と。
三 長官の官印及び府印の保管に關すること。
四 国立国会図書館支部金融庁図書館に關する
こと。
五 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び
儀式に關すること。
六 金融庁の所掌に關する事務を担当する職員及
びその他の關係者に對して、必要な研修を行
うこと。
七 金融庁の所掌に關する検査その他の監督の方
法に關する調査及び研究に關すること。
八 金融庁の所掌に關する財務局及び沖縄
総合事務局との事務の連絡調整に關する事務
の総括に關すること。
九 金融庁の所掌事務に關する官報掲載に關す
ること。
十 金融庁の所掌事務に關する不服申立て及び
訴訟に關すること。

十一 金融商品取引法第六章の二及び公認会計
士法第五章の六の規定による審判の事務、課
徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に
關すること。
十二 東日本大震災復興特別会計の經理のうち
財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち
金融庁の所掌に係るものに關すること。
十三 東日本大震災復興特別会計に属する国有
財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち
金融庁の所掌に係るものに關すること。
十四 金融庁の職員に貸与する宿舎に關するこ
と。
十五 金融庁所屬の建築物の營繕に關すること。
十六 庁内の管理に關すること。
十七 金融庁の行政の考査に關すること。
十八 金融庁の情報システムの整備及び管理に
關すること。
十九 金融庁の所掌に属する検査その他の監督
に關する事務を處理するため必要な情報の整
理及び分析並びにその結果の提供に關するこ
と。
二十 金融庁の事務能率の増進に關すること。
二十一 金融庁の職員の衛生、医療その他の福利
厚生に關すること。
二十二 金融庁の所掌に係るものに關すること。
二十三 東日本大震災復興特別会計の經理のうち
財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち
金融庁の所掌に係るものに關すること。
二十四 金融庁の職員に貸与する宿舎に關するこ
と。
二十五 金融庁所屬の建築物の營繕に關すること。
二十六 庁内の管理に關すること。
二十七 金融庁の行政の考査に關すること。
二十八 金融庁の情報システムの整備及び管理に
關すること。
二十九 金融庁の所掌に属する検査その他の監督
に關する事務を處理するため必要な情報の整
理及び分析並びにその結果の提供に關するこ
と。
三十 金融庁の所掌に属する検査その他の監督
に關する事務を處理するため必要な情報の整
理及び分析並びにその結果の提供に關するこ
と。
三十一 金融商品取引法第六章の二及び公認会計
士法第五章の六の規定による審判の事務、課
徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に
關すること。

- 十二 金融庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 十三 金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。
- 十四 金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。
- 十五 前各号に掲げるものほか、金融庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 2 前項の場合において、同項第五号及び第十二号に掲げる事務については総合政策課の所掌に属するものを、同項第十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。
- (総合政策課の所掌事務)
- 第十一条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 金融庁の所掌事務に関する総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な金融庁の所掌事務の総括に関すること。
- 二 金融庁の所掌に係る施策に横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な金融庁の所掌事務の総括に関すること。
- 三 金融に係る知識の普及に関すること。
- 四 勤労者の貯蓄に係る勤労者財産形成政策基本方針の策定に関すること。
- 五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第八十二条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関する事務。
- 六 金融経済教育推進機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関する事務。
- 七 金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
- 八 金融庁の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関すること。
- 九 金融庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 十 金融に関する調査及び研究に関すること。
- 十一 金融庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関すること。

- 十二 行政各部の施策の統一を図るために必要な国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること(内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く)。
- 十三 法第三条第一項の任務に連する特定の内閣の重要な政策について、当該重要な政策にして閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整にかかる事務については他の所掌に属するものを除くものとする。
- 2 前項の場合において、同項第二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを除くものとする。
- (リスク分析総括課の所掌事務)
- 第十二条 リスク分析総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等(第三条第二項に規定する金融機関等をいいう。次号において同じ。)に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務。
- 二 金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関する事務(検査監理官の所掌に属させられたものを除く)。
- 三 金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関する事務。
- 四 第三条第一項第三十八号イからヨまでに掲げる者の監督に関する事務(第二号に掲げる者をいう。)の届出の受理及び実態調査のを除く)。
- 五 商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者(貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二第四号に掲げる者をいう。)の届出の受理及び実態調査に関する事務。
- 六 電子記録債権の電子記録に関する事務。

- 七 金融商品債務引受けを行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、認可金融商品取引業協会(店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係るものに限る)、金融商品取引業を行う者(金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げられる行為に係るものに限る)、金融商品取引所(株会社及び取引情報蓄積機関の検査(証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)にかかること)(第二号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く)。
- 八 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の検査に関すること(検査監理官の所掌に属させられたものを除く)。
- 九 総合政策局の所掌事務(第三条第一項第三十五条号、第三十六条号及び第三十八号から第四十一号までに掲げる事務に限る)に関する事務。
- 十 監督事務(総合政策局の所掌に属する監督に関する事務をいう。以下この号において同じ。)に従事する職員の訓練並びに監督事務の連絡調整に関する事務。
- 十一 総合政策局の所掌事務(第三条第一項第三十八号及び第三十九号に掲げる事務に限る。次号において同じ。)に関する指針の策定に関する事務の総括に関する事務。
- 十二 総合政策局の所掌事務に係る施策に関する事務に限る。次号において同じ。)に関する指針の策定に関する事務の総括に関する事務。
- 十三 前項の場合において、第三条第一項第三十八号ト、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)。

- 十四 前項の場合において、第三条第一項第三十八号ト、カ及びヨに掲げる者の監督に関する事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く)。
- 十五 前項の場合において、第三条第一項第三十八号ト、カ及びヨに掲げる事務の企画及び立案に関する事務の総括に関する事務。
- 十六 企画市場局の所掌事務に係る施策に従事する職員の訓練並びに企画市場局の所掌に関する施策に係る事務の企画及び立案並びに監督に関する事務。
- 十七 国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関する事務の総括に関する事務。
- 十八 銀行業及び無尽業に関する制度の企画及び立案に関する事務。
- 十九 金融業に係る持株会社に関する制度の企画及び立案に関する事務。
- 二十 銀行業及び無尽業に関する制度の企画及び立案に関する事務。
- 二十一 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業(検査監理官の職務)
- 二十二 第十三条第一項第三十六号、第四十号及び第四十一号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く)。
- 二十三 第十三条第一項第三十六号、第四十号及び第四十一号に掲げるもの及び検査監理官の所掌に属させられたものを除く)。

を行ふ協同組合連合会に関する制度の企画及び立案すること。

十二 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協同組合法第十二条第一項第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会並びに農林中央金庫に関する制度の企画及び立案すること。

十三 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第百六条第二項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫代理業並びに再編強化法代理業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

十四 電子決済等取扱業、信用金庫電子決済等取扱業及び信用協同組合電子決済等取扱業に関する制度の企画及び立案すること。

十五 電子決済等代行業、信用金庫電子決済等代行業、労働金庫電子決済等代行業、信用協同組合電子決済等代行業、農業協同組合法第十九条の二第二項に規定する特定信用事業電子決済等代行業、農林中央金庫電子決済等代行業及び商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する制度の企画及び立案すること。

十六 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会に関する制度の企画及び立案すること。

十七 預金保険及び農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画及び立案すること。

十八 日本銀行に関する制度の企画及び立案すること。

十九 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

二十 準備預金制度に関すること。

二十一 保険に関する制度の企画及び立案すること。

二十二 船主相互保険組合に関する制度の企画及び立案すること。

二十三 自動車損害賠償責任共済に関する制度の企画及び立案すること。

二十四 信託業及び信託契約代理業並びに信託業法第五十条の二第一項の登録を受けて信託法(平成十八年法律第八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する制度の企画及び立案すること。

二十五 貸金業を営む者及び短資業者等(貸金業法施行令第一条の二第三号及び第四号に掲げる者をいう。)に関する制度の企画及び立案すること。

二十六 不動産特定共同事業に関する制度の企画及び立案すること。

二十七 資金決済に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十八 電子記録債権の電子記録に関する制度の企画及び立案に関すること。

二十九 確定拠出年金運営管理業に関する制度の企画及び立案に関すること。

三十 金融サービス仲介業に関する制度の企画及び立案に関すること。

三十一 内外における経済金融情勢に関する調査に関すること。

三十二 金融庁の所掌事務に関する統計の作成及び資料の収集に関すること。

三十三 金融審議会の庶務(金利調整分科会に係るもの)を除く。)に関すること。

三十四 前各号に掲げるもののほか、企画市場局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

二 前項の場合において、同項第十九号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十二号に掲げる事務については他の所掌に属するものを除くものとする。
第十六条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品市場その他の金融市场に関する制度の企画及び立案すること。(市場課の所掌事務)

二 金融商品取引業を行う者に関する制度の企画及び立案すること。

三 投資信託制度及び投資法人制度の企画及び立案に関すること。

四 資産の流動化に関する制度の企画及び立案に関すること。

五 金融機関の金利の調整に関すること。

六 金融審議会金利調整分科会の庶務に関すること。

七 金融商品債務引受け業を行う者の監督に関すること。

八 取引所金融商品市場を開設する者の監督に関すること。

九 外国金融商品取引所の監督に関すること。

十 認可金融商品取引業協会の監督に関すること。(店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係るものに限る)。

十一 金融商品取引業を行う者の監督に関すること。(金融商品取引法第二条第八項第十号に掲げる行為に係るものに限る)。

十二 金融商品取引所持株会社の監督に関すること。

十三 取引情報蓄積機関の監督に関すること。

十四 有価証券の売買又はデリバティブ取引に関すること。

十五 株式、社債その他有価証券の振替に関すること。

十六 金融商品取引法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に関すること(企業開示課の所掌に属するものを除く)。

十七 有価証券の売買又はデリバティブ取引に関すること。

十八 金融商品取引法第七号から第十三号までに掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十五号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

十九 公認会計士法第三十二条の二第一項(同法第二項において準用する場合を含む)、第一百七十二条の四第一項及び第二項(同法第三項において準用する場合を含む)、第一百七十二条の五、第一百七十二条の六第一項(同法第二項において準用する場合を含む)、第一百七十二条の七から第一百七十二条の九まで、第一百七十二条の十各項、第一百七十二条の十一第一項及びに第一百七十二条の十二第一項の規定による課徴金に係る同法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に関すること。

二十 公認会計士法第三十二条の二第一項(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む)及び第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る同法第五章の六の規定による審判手続開始の決定に関すること。

二十一 公認会計士法第三十二条の二第一項(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む)及び第三十四条の二十一の二第一項の規定による課徴金に係る同法第五章の六の規定による審判手続開始の決定に関すること。

二十二 前項の場合において、同項第三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務についても公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

第十七条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品取引法第二章から第二章の六までによる企業内容等の開示等に関する制度及び同法第三章の三の規定による信用格付業者に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 金融商品取引業を行う者に関する制度の企画及び立案すること。

三 金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

四 総務課

五 監督局に置く課

六 総務課

七 銀行第一課

八 銀行第二課

九 保険課

十 第三款 監督局

十一 第十八条 監督局に、次の五課を置く。

十二 第十九条 総務課の所掌事務

十三 第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 監督局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
二 監督局の所掌事務に関する財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。
三 監督事務（監督局の所掌に属する監督に関する事務をいう。以下この項において同じ。）に関する指針の策定に関する事務の総括に関すること。
四 監督事務に係る施策に關し総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
五 監督事務に從事する職員の訓練並びに監督事務の指導及び監督に関すること。
六 次に掲げる者の監督に関すること（イ及びハに掲げる者にあつては、金融商品取引法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）。
イ 金融商品取引業を行う者
ロ 投資法人
ハ 認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体
ニ ホ 確定拠出年金運営管理業を営む者
ト 認定経営革新等支援機関
ヘ 郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）
ト 郵便保険会社（郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保険会社をいう。以下この号及び第二十二条第一項第一号において同じ。）
チ 日本郵政株式会社
リ 郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六条に規定する所属銀行をいう。）とする銀行
ヌ 代理業を営む者
ヌ 郵便保険会社を所属保険会社等（保険業法第二条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）とする生命保険募集人
ヌ 預金保険機関による資金援助に係る金融機関の合併等の適格性の認定及びあつせん並びに預金保険機関による特定資金援助に係る金融機関等の特定合併等の特定適格性の認定及びあつせんを行うこと。

九 農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助に係る農水産業協同組合の合併等の適格性の認定及びあつせんを行うこと。
十 日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること（金融破綻処理制度及び金融危機管理の実施に関するものに限る。）。
十一 金融危機対応会議の庶務に関すること。
十二 金融商品取引法第三十三条の一（同法第三十三条第八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により銀行その他金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの方を監督すること（同法第二条第八項第十一号から第十五号までに掲げる行為に係るものに限る。）。
十三 前各号に掲げるものほか、監督局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

2 前項の場合において、同項第六号ニから又までは掲げる者の監督に関する事務及び同項第七号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第六号イからハまでに掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものの監督に関する事務及び同項第十二号に掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。
（銀行第一課の所掌事務）
第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。
（銀行第一課の所掌事務）
第一 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。
（銀行第一課の所掌事務）
第一 次に掲げる者の監督に関する事務。ただし、イにあつては郵便貯金銀行及び次条第一項第一号に掲げる者を、ハにあつては日本郵政株式会社及び同項第三号に掲げる者を、ニにあつては前条第一項第六号リに掲げる者を除くものとする。
イ 銀行業を営む者
ロ 信託業又は信託契約代理業を営む者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者
ハ 銀行持株会社
チ 銀行代理業又は長期信用銀行代理業を営む者
ヌ 資金清算業を行う者
ホ 特定金融指標算出者（特定金融指標（金融商品取引法第二条第四十項に規定する特定金融指標をいう。）のうち外國為替及び融通手形等の特定合併等の特定適格性の認定及びあつせんを行うこと。

2 前項の場合において、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務については総合政策局の所掌に属するものを、同項第五号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを除くものとする。
（証券課の所掌事務）
第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。
（証券課の所掌事務）
第一 次に掲げる者の監督に関すること。
イ 金融商品取引業を行う者
ロ 指定親会社
ハ 証券金融会社
ニ 信用格付業者
ホ 高速取引行為者

をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。	（施行期日）	附 則（平成二年一月一七日政令第一二五号）抄
監督局銀行第二課は、第二十一条及び前項に規定する事務のほか、附則第三条第四項に規定する政令で定める日までの間、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。ただし、総合政策局の所掌に属するものを除く。	（施行期日）	附 則（平成二年五月一九日政令第一五六号）抄
第一条 この政令は、法の施行の日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二年五月一九日政令第一五六号）抄
（施行期日）	（施行期日）	附 則（平成二年五月一九日政令第一五六号）抄

（施行期日）	附 則（平成二年五月一五日政令第二〇五号）抄	
この政令は、平成十一年七月一日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二年六月一五日政令第二四八号）抄
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十二年二月一日）から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二年六月七日政令第二四四号）抄
（施行期日）	（施行期日）	附 則（平成二年六月七日政令第二三〇号）抄

（施行期日）	附 則（平成二年六月一三日政令第三〇号）抄	
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二年六月七日政令第三〇号）抄
（施行期日）	（施行期日）	附 則（平成二年六月七日政令第三〇号）抄

（施行期日）	附 則（平成二年一月一七日政令第一五四号）抄	
第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日。以下「施行日」といいう。）から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二年一月一七日政令第一五四号）抄
（施行期日）	（施行期日）	附 則（平成二年一月一七日政令第一五四号）抄

いう。)の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。
附 則 (令和五年六月三〇日政令第二二四号)
この政令は、令和五年七月一日から施行する。

附 則 (令和六年一月三一日政令第二二二号)抄
(施行期日)
1 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和六年二月一日)から施行する。
附 則 (令和六年六月二八日政令第二二三二号)抄
(施行期日)
1 この政令は、令和六年七月一日から施行する。